

周防大島町病院事業経営強化プラン策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

周防大島町病院事業経営強化プラン策定支援業務

2. 業務の目的

周防大島町病院事業局は、地域に必要な医療を提供するため、医療環境の変化や二次医療圏での求められる役割への対応、他の医療機関との機能分担や連携による効率的な病院運営を行うことを目的として、平成28年度に病院改革プランを策定し、経営の効率化などに取り組んできた。

また、令和元年度に第1期再編計画を策定し、少子高齢化の進展や人口減少等に対応するため、3病院のうち1病院を有床診療所に転換し、他病院においても必要なダウンサイジングを行ったところである。

さらに、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、通常の診療の継続にも影響が及んだところである。

国が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営を行いながら地域における役割を将来にわたり継続的に担っていくために、専門の見地から経営状況を分析し、将来の医療需要等を見据えた目指すべき医療機能の提案と周防大島町病院事業経営強化プランの策定を行うことを目的として業務の委託を行うものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4. 法令等の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 個人情報の保護

業務上取り扱う個人情報については、適法かつ適正な取り扱いを確保し、業務の目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。また、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置をしなければならない。

6. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、指示された書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

7. 業務計画

受注者は本業務の着手にあたり業務計画を立案し発注者と十分な打ち合わせを行い、業務内容を十分に理解した上で着手するものとする。

業務遂行中にあつては、発注者は受注者に対して進捗状況等の報告を求めることができるものと

する。

8. 業務実施体制

(1) 受注者は、相当の経験を有する技術者を配置し、発注者から本業務に関する問い合わせについて、随時対応するものとする。

(2) 発注者は、業務の施行中発注者が不相当と判断した場合は、配置技術者の交代を求めることができる。この場合、受注者は直ちに必要な措置を取らなければならない。

9. 成果品等の帰属

本業務における成果品及び業務作成上の資料等については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。

受注者は、発注者の承認を受けずに複製、公表、貸与してはならない。なお、資料（データ）については、非公表とする。

10. 受注者の責任

本業務において、次の各号に掲げる事項は受注者の責任とする。

(1) 本業務の実施にあたり、受注者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は受注者の責任において解決するものとする。

(2) 本業務において必要な手続き及び発注者が貸与する以外の資料収集は、原則として受注者が行うものとする。

(3) 受注者は、本業務終了後3年以内において過失または疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受注者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処理をするものとする。

11. 検査

発注者は、受注者の行う各作業について必要に応じて適宜検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えるものとし、受注者は訂正等の指示を受けたときには、速やかにその指示に従うものとする。

12. 調査協力

発注者は、受注者より文書の提示及び調査依頼を受けた場合は、支障のない限り調査協力する。

13. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

14. 対象業務施設

周防大島町立東和病院（99床）、周防大島町立橘医院（19床）、周防大島町立大島病院（99床）

15. 委託業務内容

1 ヒアリングの実施

(1) 病院ヒアリング

周防大島町立東和病院、橘医院、大島病院の幹部へのヒアリング

(院長、総看護師長、事務長等へのヒアリングを想定)

2病院を各2日程度、診療所を1日程度ヒアリング

(2) 行政ヒアリング

周防大島町長へのヒアリング

周防大島町健康福祉部へのヒアリング(ほか、関係部局も含む)

周防大島町役場1日ヒアリング

訪問対応を想定(計6日程度)

2 経営強化のための実行支援

(1) 外部環境分析

市場環境、国保・後期高齢者レセプト分析、競合確認等

- ・医療圏のサービス供給量(専門職種、各種病床数、施設数等)の分析
- ・病床機能報告制度データによる競合医療機関の分析
- ・5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)6事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療、新興感染症)の分析
- ・入退院経路の状況分析(一例)入院経路(救急、外来、紹介別)
- ・救急搬送状況(応需・不応需、搬送患者の状態等)
- ・紹介・逆紹介医療機関(時系列推移、科別特性、紹介理由等)

(2) 内部環境分析

医療関連データ、経営資源の状況等

- ・財政諸表の直近3期の時系列分析
- ・各種経営指標(患者数、新・再診患者数、病床稼働率、平均在院日数、診療単価等)の直近3期の時系列分析
- ・各種の統計資料と各種経営指標の比較分析
- ・ベンチマーク分析(比較・分析)
- ・病院全体の症例数、1入院単価、入院期間別患者構成、疾患別患者数、手術件数及び手術難易度の傾向分析等
- ・主要診療科の症例数、1入院単価、入院期間別患者構成、疾患別患者数、手術件数及び手術難易度の傾向分析等
- ・職員の稼働状況分析(一人当たり患者数、各種加算の算定件数、リハビリ職員稼働率、現状看護師数での病床稼働条件の把握等)の分析
- ・職員の勤退管理の分析
- ・CT、MRI等の高額医療機器の稼働状況の分析

(3) (1)、(2)に係る調査資料のまとめ及びコンサルティング

・外部・内部環境調査資料のまとめ及びコンサルティングを行い、それに基づく提案を行う。

(ア) 病院の外部・内部環境調査資料のまとめ

- (イ) 病院運営方針の把握
- (ウ) 戦略仮説の洗い出し（特徴ある病院としての方向性、さらに成長させる診療科等）
- (エ) 損益計算モデルの提供
- ・本提案を実施するにあたり、次の計画や国通知等との整合を図ること。
 - (ア) 周防大島町病院事業局第1期再編計画（令和元年度策定）
 - (イ) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月29日付け総財準第72号）
 - (ウ) 医療計画について（令和5年3月31日付け医政発0331第16号）
 - (エ) 今後、国が示す予定の感染症法改正に基づく基本指針

3 国が示すガイドラインに基づいた提案、助言

2病院・1診療所のビジョン・方向性の提言

(1) 短期的な目指す姿の設定

（病院の診療機能の整理、診療科構成、目指すべき収益レベル）

(2) 中長期的な目指す姿の設定（周防大島町の医療機能の方向性）

(ア) 調査内容に基づくプラン策定に当たっての課題の抽出

(イ) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想を踏まえた2病院・1診療所の役割の明確化
- ・機能分化・連携強化
- ・新興感染症拡大時の役割の明確化

(ウ) 組織・体制・マネジメントの強化

- ・最適な経営形態の選択（各種経営形態の長所と短所の分析等）
- ・医師・看護師・薬剤師等医療従事者の確保
- ・医師の働き方改革への対応
- ・事務局体制の強化

(エ) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の計画かつ適正な更新
- ・新興感染症対策のための施設・設備の改修・整備
- ・デジタル化への対応

(オ) 経営の効率化（経営指標に係る数値目標の設定）

- ・収支改善、収入確保、経費削減、経営の安定性に係るもの
 - ・経常収支比率に係る目標設定
 - ・目標達成に向けた具体的な取り組み
- ・2病院・1診療所として参考とすべき項目等
 - （医師・看護師の人材確保・育成、事務職員の人材開発の強化、民間病院との比較分析、施設・設備整備費の抑制等）
- ・事業収支計画案の策定

(カ) 一般会計負担の考え方に関する助言・指導

(キ) ウィズコロナ、アフターコロナを前提とした方向性の検討

4 周防大島町及び2病院・1診療所会議での必要に応じた意見・助言の提示

- (1) 周防大島町病院事業経営強化プラン策定委員会への参加・助言
- (2) 2病院・1診療所の経営会議等への参加・助言

5 周防大島町病院事業経営強化プラン策定・進捗管理支援及び作成

- (1) 収益増加・費用削減につながる施策の提案
- (2) プラン策定の過程で行われた経営分析等の結果、把握された診療報酬や施設基準、その他具体的な課題に対するアクションプランの立案に関する助言・指導
- (3) プランに基づく実行計画の策定に関する助言・指導
- (4) 調査業務等実施状況の報告（成果や課題、モニタリング等の定期的な報告）

6 議事録の提出

業務について、発注者と受注者の間で打ち合わせ等が行われた際は、その内容を記録、議事録として提出し、発注者の承認を得ること。

16. 業務手順

受注者は、次の(1)から(3)に基づき、業務を進めるものとする。

ただし、受注者は、業務の進め方について、より効率的・効果的と考えられる方法を提案するものとし、周防大島町病院事業局がこれを承認した場合又は、周防大島町病院事業局の指示による場合は、業務の進め方を変更するものとする。

- (1) 受注者は、担当職員等と緊密に連携を行いながら、おおむね令和5年11月頃までに、周防大島町病院事業経営強化プラン（素案）が提出できるよう業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、前述の時期を念頭に置いた業務の工程表を提出すること。また、工程が変更となる場合は、逐次修正を加え、工程管理を適切に行うこと。
- (3) 受注者は、担当職員等と定期的に連絡をとり、会議・打ち合わせの際には必要な資料を作成するとともに、指示があった場合には、会議等に出席し、内容説明や質疑への対応を行うこと。

17. 成果品

(1) 成果品と納期

受注者は、中間段階における次の成果品を周防大島町病院事業局から求められたときは、周防大島町病院事業局の指示に従い、速やかに提出すること。

- ア. 経営分析に基づく経営見通し 納期：令和5年8月（予定）
- イ. 周防大島町病院事業経営強化プラン（素案） 納期：令和5年11月（予定）
- ウ. 周防大島町病院事業経営強化プラン（冊子） 納期：令和6年2月（予定）
- エ. その他委託業務に関係して作成を依頼された資料 納期：逐次
- オ. 上記資料のデータを記録した電子媒体一式

※前記の成果品については、周防大島町病院事業局から特に指示があるものを除き、Microsoft Word 又は Microsoft Excel にて作成すること。

なお、周防大島町病院事業経営強化プラン完成品については、冊子として50部提出すること。

(2) 成果品の提出等

受注者は、業務が完了したときは、速やかに前項（１）の成果品及び完了届を周防大島町病院事業局に提出し、検査を受けなければならない。

提出があった成果品に訂正事項等があった場合は、周防大島町病院事業局の指示に従い、速やかに訂正し、再提出しなければならない。

18. その他提出書類

（１）委託契約締結後

実施計画書（実施体制・事業内容等）

- ・ 工程表
- ・ 体制図（業務責任者等の配置者を記載すること。）

（２）業務着手後

着手届

（３）業務完了後

実施報告書

- ・ 完了通知書
- ・ その他周防大島町病院事業局が必要とする書類（業務完了時に指示）

19. 特記事項

（１）業務の一括再委託の禁止

受注者は、本事業を一括して第三者に委託することができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、周防大島町病院事業局と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（２）守秘義務等

ア. 受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

イ. 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし周防大島町病院事業局の承諾があるときは、この限りでない。

ウ. 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報について、情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

エ. 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報について、保有する必要がなくなったときは、確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

オ. 受注者は、この契約による事務を処理するために周防大島町病院事業局から引き渡された情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、周防大島町病院事業局の承諾があるときは、この限りではない。

カ. 受注者は、この契約による事務を処理するために、周防大島町病院事業局から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約終了後直ちに周防大島町病院事業局に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、周防大島町病院事業局が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(3) 知的財産権の取扱い

受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処することとする。

(4) 資料等の提供

本業務の実施にあたり、両者協議のうえ、周防大島町病院事業局は業務に必要な書類等の作成・分析に必要な資料等の提供を行う。

(5) その他

- ア. 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに周防大島町病院事業局に報告し、その指示に従うものとする。
- イ. 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。